

第7節 水産業における環境対策

1 漁場保全対策

(1) 桜島軽石等除去事業

桜島の長期にわたる火山活動により生成・堆積した軽石が、大雨等により周辺海域に流出し、漁船の航行障害や漁具の破損、魚類養殖における給餌作業などに影響を与えているため、その回収・除去作業を行い漁場環境の保全を図っています。

(2) 赤潮対策調査

赤潮の発生する恐れのある時期に海域の環境調査や赤潮発生の予察を行うとともに、赤潮発生時の情報伝達や指導等により、漁業被害の未然防止に努めています。

平成18年度は、別表のとおり8件の赤潮が発生しましたが被害はありませんでした。

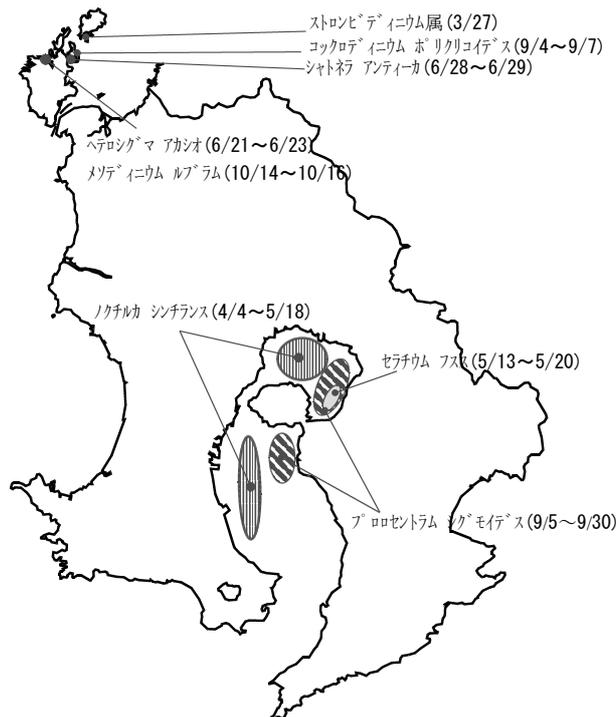
(表1-97, 図1-47)

表1-97 鹿児島県における赤潮発生状況（平成18度）

No	発生期間	発生海域	赤潮構成プランクトン種名	細胞密度 (cells/ml)	最大面積 (km)	漁業被害の有無
1	4/ 4- 5/18	鹿児島湾	ノクチルカ シンチランス	不明	4	なし
2	5/13- 5/20	鹿児島湾奥部	セラチウム フスス	2,500	1	なし
3	6/21- 6/23	八代海長島町浦底	ヘテロシグマ アカシオ	30,000	0.25	なし
4	6/28- 6/29	八代海長島町伊唐	シャトネラ アンティーカ ※1	1,000	1	なし
5	9/ 4- 9/ 7	八代海	コックロディニウム ポリクリコイデス	800	1	なし
6	9/ 5- 9/30	鹿児島湾	プロセントラム シグモイデス	13,000	50	なし
7	10/14-10/16	八代海長島町浦底	メソディニウム ルブラム	2,000	0.25	なし
8	3/27	八代海長島町幣串	ストロンビディニウム (繊毛虫の一種)	2,500	0.001	なし

※1 フィブ°ロフ°サ ジャホ°ニカとの混合

図1-47 鹿児島県海域における赤潮発生状況（平成18年度）



(3) 適正養殖指導

魚類養殖業は、限られた漁場において集約的に営まれるため、水質や底質など漁場環境の保全に万全を期すことが必要です。

県では、昭和53年に定めた魚類養殖指導指針により、漁協等に対し漁場ごとに水質・底質の調査を行い、その結果を報告することを義務づけています。また、毎年、県内各漁場ごとの生簀台数や養殖魚種、放養量等を把握したうえで適正養殖の指導を行うとともに、持続的に魚類養殖を行うため、持続的養殖生産確保法に基づき魚類養殖場を有する全ての漁協の漁場改善計画を認定しました。この計画に基づき、環境への負荷の少ない餌料への転換などについても指導を行っています。

(4) 魚類へい死事故原因調査

県内の河川及び河口域で魚類のへい死事故等が発生した場合、市町村等からの依頼に応じて水産技術開発センターで原因の究明に努めています。

平成18年度のへい死事故の発生件数は3件で、1件は有機リン系殺虫剤が原因で、残りの2件は原因が特定されませんでした。（表1-98）

表1-98 平成18年度魚類へい死事故分析実績

発生日	状況	結果
5月 2日	西光寺川における魚のへい死（霧島市）	原因不明
5月15日	天降川における魚のへい死（霧島市）	〃
7月26日	安原川における魚のへい死（出水市）	有機リン系農薬E P Nを検出